江都市根元集

全

特別
14
696
41

特
696
41

小倉藩
宝暦文庫目録

太宰府　小倉藩　外記節
永田節　肥前節　[illegible]節
式部節　七夜節　諸歌節
清車節

改

加茂節　儀式節　一中節
文弥節　園八節　新内節
隆達節　古今節　道成寺節
長唄　井上節　三中節
相山節　説経節　[illegible]節

江戸節根元集

小野のおつうといふ者織田家に仕へし女なり信長公の侍女也此後淀どのゝ侍女となりて仕へし
の上折ふし秀吉公の御前に出て太閤の御意に叶ひ此後慶長年中
きおしろしめして御寵愛ありける所に左様させ給ひ一名所大閤
つきしたがひに此物語せんとて三段にあつめて昔物語の長き
浄瑠璃姫実録の物語文字行の道をうたはせ其節浮世の内
まかし浄るりをまうけ名を申付此書を半名
奥州下向の折から牛若丸に御曹子の時浄瑠璃姫の恋
の事をも記され姫の名を以て世の人ともに草子に撰み浄るり十二段と号
めでたく上臈見之文字よみ大閤是を御覧じて禁裏文庫へ仰られ
其後似せて歳しまぜ山中にして岩船検校に音節を
付せよと是を沢角検校両検校に仰せて浄瑠璃と節

奉り一曲を作る是土佐の節の初めなり野中以前の浄るりといふ
今此曲をかたりて甚次郎長次郎と云者あり京都東洞院之目安屋
長三郎事浄瑠璃検校に此曲を伝へ好音をあやつりてらし
寄せしとて間を詠始むるに曲作せし初入三味線を南
無名乗として何某に出入して四条河原に初めて浄るり十二段を
語りて其頃の耳を驚かし夫より此曲を都鄙一流として流行し
月を積日を重ねるうちに此女作中よりて薩摩と八郎
高級なる浄瑠璃の節を加へて語り
あまた作り出しに音節を浄瑠璃と云ふ世に名の高き
二代目の浄瑠璃語り太夫が世にひろめし
浄瑠璃節を語る人浄瑠璃の好曲を歳々
文句に中よりて此人浄瑠璃の好曲を
浄瑠璃を収め東都の一風と成文句をととのえ

者源空の弟子となりて京都より志かして七郎殿の助言を聞て是より

堂の宗に帰し給ふて弟子となし清玄といへる人となりて文化とぞ

とも七郎殿は出家を志さず生涯清泉を譲りて実子なし入形の名を残し

則ち七郎殿は上京して丹後様を養子とし小平太八薩摩様を養

子となしける也

杉山七郎殿 子 伊之助 嫡子 太門源太夫 ― 中之丞

丹後様 子 北家様 ― 淵田中太夫 ― 源之丞

子 薩摩様 ― 近江太夫

丹後様 嫡子 長門太夫 ― 嫡子 虎之助 ― 清右衛門

清右衛門 嫡子 世継 子 虎之助 ― 太郎右衛門

子 源太夫 ― 小太夫

半兵衛 丹後様 子 和泉太夫 ― 嫡子 三郎兵衛

丹後様 嫡子 虎屋源太夫 ― 嫡子 大源太夫 ― 小源太夫

長門太夫 甥なる嫡子 小太夫 ― 太門 後に入道して 洞斎となる

弥吉太夫 ― 嫡子 源次郎 ― 虎源太夫 後に 播磨太夫

清右衛門 ― 播磨太夫 弥吉太夫

近江太夫入道して 語斎 ― 嫡子 近江大掾 ― 丹後太夫 ― 自休 ― 永休

長門太夫 嫡子 虎之助

古傳太夫 子 門廼太夫 ― 虎之助 ― 嫡子 万太夫 後に 廣瀬武左衛門

中西称号 嫡子 小太夫 ― 吉太夫 ― 庄太夫

一本に 源太夫 ― 喜多庄助

称国丸 ― 素人となり 望者ら世子知る

小濱五兵衛入道して
虎屋永閑　中子 喜源　口 竹之丞 後源太夫

長門太夫中子
肥前掾　[illegible] 和太夫　口 喜太夫

肥前和太夫中子
江戸半太夫　入道して 虎屋 [illegible]
[illegible]　宇内 早世　口 半四郎 後 [illegible]　口 十三郎 後 [illegible]
[illegible] 文次郎　[illegible] 和太夫　[illegible] 藤十郎 後 河東 [illegible]

半太夫中子
江戸河東　[illegible]
同人中子 喜[illegible] 後 [illegible]　同人 忠太夫 早世　河東中子 河丈 [illegible] 後 河東 [illegible]
口 又丈 後 [illegible]　口 蘭洲 又 [illegible]

右三人同門にて 其上 [illegible] 河東 八 [illegible] 其 [illegible]
ニ 英 [illegible] 中 [illegible] 忠 [illegible] 河東 [illegible]
傍風と [illegible] を改 [illegible] 河東 [illegible]
半太夫 [illegible] 流物

一 源氏十二段　口 二段目 中之 [illegible] 四 [illegible]
一 生捕　三段目 [illegible]
一 撰将　三段目 [illegible]　一 [illegible] 枕　[illegible]
一 弓場之根　三段目 [illegible]
一 和泉が城　二段目 [illegible]　三段目 [illegible] 口 [illegible]
一 日蓮記　五段目 [illegible]　[illegible] 化の段
一 丹波与作　和段 [illegible]　三段目 [illegible] 口 [illegible] の段

一五月雪人形　美濃国郡上郡
一[illegible]　三月神[illegible]　四月[illegible]
一夜月遠国[illegible]の図　四月[illegible]　五月[illegible]
一女[illegible]　四月　秋の景
一手拭和[illegible]　神[illegible]　三月[illegible]
一東[illegible]　三月[illegible]　五月　浦[illegible]八景
一湯[illegible]の[illegible]　神[illegible]温泉　三月[illegible]　四月[illegible]
一出世盛[illegible]　四月[illegible]　五月　十界の図[illegible]
一手[illegible]　四月[illegible]　六月[illegible]

奉盛[illegible]　三月清[illegible]　四月[illegible]
一景清の問答　四月[illegible]　五月[illegible]　宇[illegible]
一[illegible]時[illegible]　神[illegible]　三月[illegible]
一神の御[illegible]　神[illegible]　二月[illegible]
一[illegible]　神[illegible]　三月[illegible]
一[illegible]　三月[illegible]　四月[illegible]
一[illegible]　三月[illegible]　五月[illegible]
一[illegible]人　三月[illegible]　四月[illegible]

一 [illegible] 三隠岐国[illegible]四隠 [illegible]

一 [illegible] 三隠岐[illegible] 国東中六 三隠岐[illegible] 三隠岐[illegible]

一 [illegible] 婦人 [illegible] 三隠岐[illegible] 三隠岐[illegible]

一 西行八[illegible] 三隠岐[illegible]

一 百日[illegible] 三隠岐[illegible] 出隠岐[illegible]

一 吉日神[illegible] 神隠の[illegible] 三隠岐[illegible] 出隠岐[illegible]

一 [illegible]任[illegible]節[illegible] 仔[illegible]

一 好色[illegible] 三隠岐[illegible] 出隠岐[illegible]

一 [illegible] 三隠岐[illegible]

一 山陰[illegible] 三隠岐[illegible] 出隠岐[illegible]

一 [illegible] 三隠岐[illegible] 出隠岐[illegible]

一 [illegible] 三隠岐[illegible]

一 井[illegible] 三隠岐[illegible] 出隠岐[illegible]

右[illegible]流

一 神隠[illegible] 天皇[illegible]

一万石二万石　一二万石　一二万石
四季の間　桜　紅葉　梅　日蓮記
一別当　一山入　一合三万石
一松平美濃の殿　一四季の刻　一寺社奉行
一寺社の殿　一和泉の城　一定番
一勝の丸　一勝の殿　一清明道行
三位侍従殿
源氏　盲人　平安　天下一　源氏　松平
源氏　八幡　山伏　源氏　村上源氏
丹後和泉大夫のおろかに三位侍従なる者山伏を拾ひ
五十ばかりの老人の姿にして源氏の節の年号世に
収の除　市谷村と改　羽黒八景の浮世絵　仏を除く節
山伏改名　天平年源四郎八幡宮の拾遺　今の世の人を源
五十ばかり　四郎村入り　五十ばかり　河内の節
五十ばかり　河内の節　荒神　一見
東京市ヶ谷　或る節　市谷の節　を四郎の節の代
節を加へ　新浮世絵八枚の内　後の節
と見えたり　四郎　新上ばかる　節村せ　源四郎　或る節
信濃守の節　或る節の　或る節
方法なる　遊ばれ　ばかり
古代の浮物節　等一枚　五の
一所を知　遊ばれ　所知

河東と云ハ今し流行の半太夫節なりし 浄瑠璃節なるゝ文ハ
半太夫ニ半太夫と云を勤めて中頃半太夫古代の上るりハ薩摩外記
なり浄瑠璃節なるを云なり 不知乱 浄瑠璃節混るゝ土佐流乃
掾ニ学之して教を受 播磨掾ハ何流ニ依操を以て伊勢掾ハ
能太夫の流をうけて 節太夫ハ其中小謡のふしといふ基本の掾
門し初る也近世操勤し太夫三絃人形など組して半太夫の節
のこしまする ハ能太夫の能に不知小謡のふし流れ如し名など也
半太夫ハ外記太夫弟子なる外記節を移して謡ふ
て肥前掾の節なるを不知して半太夫節 深きハ云かたし文
河東一流も半太夫節を移して 或ハ節のならひ語るもの なれバ
半太夫節を不知して ハ河東節門 [illegible] ハ山彦源四郎
白たりて外記浄瑠璃半太夫 節の流となるをおもひ 操の旨をなと

近人人形の始まり 六字(?)の 小山さん 清節と云 半太夫と云
教落(かれ)席に居て 不知として 其の後半太夫と云 [illegible]
町にて江戸にて 六十余年 近年老人 [illegible] 雑 [illegible] と升り 六文
元文八月十五日夜 所持せし三絃 弟子 [illegible] 席 譲 [illegible]
三絃浄瑠璃 [illegible] 一時に焼捨て後 三絃世
あまり 家の数々 [illegible] 備 [illegible]
二度新しくなりて一章一句を送りて 一心雑捨を捧げて [illegible]
めしあり世に知る [illegible] 古代の人形の始まりを語りすして [illegible] 操
めでたしとて 操式をなる者 世々歎(ナゲキ)てもあり 今 [illegible] ハ 尚しならし [illegible] ハ
浄るりなし 然ハ操にもなし 孔子 [illegible] ハ 指 [illegible] 十哉ハ三絃て [illegible]
古形 一流となり知らして上云 をかしと [illegible] も [illegible] 国宝
[illegible] 人命 [illegible] へき

世のさまざまに小蔵人の母のもとにあれば
蔵人の母とものがたりするに、ものがたりの所にまゐりて、浮舟のこと問
かゝるほどにて、ものの怪、物ものたまはぬ所にて、
侍従の尼、月ごろの行ひのしるしにや、
ものの怪、古衣着られ、なほ、
とまらぬ様にすれども、蔵人の母、
かゝるほどに、物ものたまはぬ
死なんとすれども、
死ぬべきものにもあらず、
書かせたる人々、
宮ノ御方ニ、
夫ノ方ニ、
寄せたる由、

信長公御小姓の者、秀吉の家来、
別名化浮舟ノ姫、
陽の御子、
と、
信長、
行長、
検校、
則宗の御前、
五検校、
歌賀、
浮舟、
検校、
大蔵卿、
浮舟、

治好といふて訊ねし名人の説大坂にて大坂井上播磨井上市郎兵衛と云

ことありて道遠く京大坂にて何となく外して井上播磨の弟子

薩摩要助と名をとり大坂竹本義太夫節 天王寺の者にて 神楽の天

王寺五郎兵衛といふ者 二条の太夫に付て語る 天性此道を好み

近世名人江浄瑠璃太夫竹本義太夫と改又竹本

筑後掾藤原博教と云て今以其節を世に語る也

江戸浄瑠璃は正保の比 薩摩太夫浄雲といふて江戸浄瑠璃の

祖也 浄雲弟子 浄雲といふ子を文弥 薩摩外記太夫 虎屋

浄雲弟子丹後掾太夫 長門太夫 丹後太夫 源太夫 四人有り是より

頭四天王の太夫といふ 其の浄るり浄雲より始る

江戸肥前節 近江太夫といふ 浄るり御座候

江戸外記節 下り薩摩外記と云 二代目薩摩外記節の浄るり也

江戸土佐節 虎屋と云 二代目薩摩 浄るり也

江戸永閑節 源太夫より出る

江戸半太夫節 都太夫半太夫とかへ 役者何者とりや 京都の

之神文は説経太夫の名人成けるを祖とし江戸節を近江門より

入後一流を語りし其弟子坂本梁雲と云 中太夫

虎の浄瑠璃の祖也 中太夫は別段として 坂本梁雲と云 東武

近世の名人也 今以其流絶えず

江戸河東節 十寸見河東 御成元一流を語り 中太夫 近世の名人

門中より出 近世の名人となり 一流語り出し 河東節世に語る

御成元を河東へ譲り其の星野職方まで其河東を河東節と

中興と云所より 幕府して流行し 河東節として其流を文も

東ニ文字書換しける 出と名河東ハ吉原町大門外ニ
下野屋吉兵衛といふ家あり
二代目河東となる 二重ノ子子又其子二代目藤十郎と改名す 此時一
流二子ニ別れ茂十郎方ハ三浦山崎源四郎 并河東方ハ八三浦十世
是ヨリ吉原所作に浅草ニ住 桐守原へ合せ目世して茂十郎
子浅郎して学軒と改名す 如星家ハ三十人扶持にて 醫師
換ヨリ在絶 本郷ヨリ性ヨリ入れ 随斎御用達 本郷ヨリ堀米保斎
くいへるとなし

元祖河東
半太夫弟子 天和ノ頃 [illegible]

二代目河東
弟子 元荒 [illegible]

三代目河東
弟子 [illegible]

四代目河東
[illegible] 元文 [illegible]

五代目河東
[illegible]

六代目河東
[illegible] 三十五の時 [illegible]

七代目河東
[illegible]

八代目河東
弟子 [illegible] 伊勢
生品川 根津茶屋 三代目宇治河東弟子 [illegible]

二代目藤十郎
元祖河東弟子 又云 後ニ学軒ト改名ス

三代目茂十郎
学軒弟子

元祖蘭洲
新吉原江戸町二丁目 蔓蔦屋庄兵衛といへる也

三代目蘭洲
剃髪して志明と改め 本名佐倉屋文四郎といふ 寛政十二申年八十二才にて卒す

二代目蘭洲
神田仲町 [illegible] 又蘭洲と改め [illegible]

元祖源四郎
三浦木村又八弟子 山崎といへる [illegible] 三浦所持せり

二代目源四郎
源四郎弟子 材木町 後ニ剃髪して存佐と改 安永改年 [illegible]

河良
弟子三河町 [illegible] 三浦所持

孫四郎
同 武蔵

二朝
同 池之端 松坂屋
紫着 [illegible] といへる三浦所持 寛政 [illegible] 申七月 [illegible]

百遊
同 尾張町 安永中 [illegible]

和蝶
同 小田原町 [illegible] 後ニ [illegible]

秀四郎
後ニ [illegible] 源四郎

秀孫
同 三田

長之助
同 浅草 後ニ秀四郎と改

良志
同 [illegible] 弟子 後ニ秀孫 [illegible]

宇之助
同 神田 [illegible]

子 秀四郎

文治郎
弟子 [illegible] 大門内 [illegible]

新九郎
弟子 出者 天明年中 [illegible]

宇之助
宇治 [illegible] 後ニ [illegible]

半治郎
同 新 [illegible] 寛政年中 [illegible]

二文治郎
[illegible]

三代目源常

長義

初代河良

良波

二代目河良

良波

小原

三代目河良

良波

初代三善史

三善和義我

五百目

神力小源次

若狭

若狭三善

好波兵衛

源義時

三善時

三善貞

三善和

信濃

信濃

牛若丸

信濃

金剛坊

三善清

三善貞

三善清

天皇

仏教祈

聖代時は風和静かなる　三月三日の所うれしきの所

四月清和の行　日新年うるはしの所　所うれしきの所

後撰　若代京と情小係之の加うて　野辺の若草

徒歩　嫁入の人の我　三月三日　若草

頭巾　袴衣　百日の我　三月三日　身任責

頭巾　百日の行　頭巾清水

和歌　三月三日　五月節句

桃餅　山桜　桃の花　山桜

幕数　十五夜　五月節句

有馬米　三月の民俗　甲子　初子　如かなる　ぢしの我　風の屋敷　強力機織　明石の浦の花　桜の京　菖蒲　小弥の子

袖の花　百姓数の　小りんて　侍の子　乙山の子　笠の花　弥生の月　桜の京　菖蒲　小弥の子

三月の節　寿の宴　神の後　形の遊　乙の花　東の玉　白玉の子　袖の玉　神の後　月の子

三月の節　ちの子　東の玉　白玉の子　袖の玉　神の後　月の子　菖蒲　月の子　三月の山　弊の民

文政元年
松の月
蓮の葉
新世帯
稲の穂
神事郷
雞の秋
田子
七種
花菖蒲
一閑川
花形
俤俳
松の後
きぬた
雞の出仕
小上蝶の羽
唐図扇
布団の重
稜子
稜の暑
仲六花衣
二条布団
浮き世
住吉
扇八景
江の月
程女草花
男結帯川
竹屋敷
荒ら毎
仲六月
神子の高館
竹の子数
母弟里神事
隅田川の月
江中花
見つく
志ろ書
百夜物
十寸人形
水仙
作り竹
蟹
二条布団
雞の錦
夜の錦
湯浴衣
田子の江戸
サロの月
常陸帯花冊
須磨子
紅子の帯
口上の鶏
湯八角
小栗
糸桜の人
子年桜
四季の屏風
子の二条
文政元年十七回忌
男の黒髪
いの字扇
常盤の古
高桜文鶴書
道灌子
老の学
孔雀
桐の上
仲六の鶴
市田
老の花

右八夜寸巻子の集作り十寸見集手引扱書

一 まての内浄瑠璃ハ 中古 河東節に あふ神に出来て 此書のみの
元の名ハ新吉原三浦屋の何某といへる女郎 豊後掾の 昔名成の
目始めし時 日三日中所へ 出られは 何かけ中所を 川東何かし
始より浄瑠璃 流ゆ 若ゐとの 新道先の 玉 [illegible] の 始めより
玉 わひしん と 云ふて 茶屋へ 揚 とかけし時 [illegible] 川東 [illegible] 若者
玉物の はしめ [illegible] 例し 何と いへる 茶屋の [illegible] 彼 [illegible] の [illegible]
し時 彼女郎 手掛り 三ヶ 若せし [illegible] 下帯の上へ [illegible]
新吉 何 浄瑠璃 中 [illegible] 下帯を 包 [illegible] 茶屋
[illegible] 茶屋 皆 威し 此 女郎 是を 七種 [illegible]
文字 化し 松の 内 名 大かたゆるし [illegible] の 女 [illegible] の 下 [illegible]
始りて 長 狂言 芸者 中 [illegible] 識 [illegible] して 夜(?)備も
第しほ の 大 なり 第部 の 元 祖 河東 三絃ハ 西部 [illegible]

一 [illegible] 浄瑠璃 [illegible] 河東 [illegible]
一 住吉参 偶 傀儡師 此 [illegible] の 浄瑠璃 参 元祖 河東 [illegible] 文 門弟 の [illegible]
[illegible] 卯 [illegible] 今 [illegible] 用 [illegible]
一 宗 継子 の 浄瑠璃 [illegible] 新 [illegible] 開所 弟 [illegible] 玉 [illegible] といへる 女郎 [illegible]
[illegible] 此 [illegible] 十人 情 [illegible]
[illegible] 維 [illegible]
も 始 [illegible] 茶屋 [illegible] [illegible] 家人
[illegible] 実 [illegible] 新 [illegible]
玉 [illegible] の 時 [illegible] 神社 仏閣 [illegible]
[illegible] 上 [illegible] 医師 [illegible] 透
[illegible] 四花
[illegible] 医師 [illegible] 玉 [illegible] の 内

半太夫河東両人ハ隔咄ニ浄瑠璃聞ならすよし給て門葉をも
由来知りたし思ひ候ゆへ稽古物等いたしおとりかけし時ハ万の女郎共
仕舞て仕切しあけ可被ならす浄瑠璃聞ニ来る人ハ〳〵何の悦ニ候
木挽町ニ出し池をあつしたる事なれハ群集して旅ニ奇むる事
ミちしるへ　夫より後廿六年の時　又頼みし候ハ茶屋の事なと済せ
此時ニいまた八歳のころし占きれし　甚神谷と前ヨリ申す事ニ女　稽古年
七月ニ近ころよりさゑ菓の新あそひも始とゆ　一葉申えし　恩
道ヨリ挑灯をも切り紙の花をなし　玉菓道具の仕入なる事等
群集し　此ハ享保年中之事ニ有之頃　紙花の初りなり
一きぬた　此浄瑠璃　小田原町　貝屋五兵衛と云人ニ土ふて其相人
浄瑠璃ニ付き得て申す山中の笑ニ湯谷一夕ニ此より貝五
此方へ心ニよりて出る跡のなき一人居りし役者の例へ近よる居を山の

申よし候人〳〵医者杉本なる人いつもなし問けれハ独女差ニ申し
くもりなきかねて私和夫ヨリハ御菓旅の仕る行介ニ従ても取く
明暮浄瑠璃ニ来ル人共ニ申しおもとを御一日をも見とを送る
宗匠四五十日程もなし二三日位の者ハ今ニ思ひ了とハ行ニ全部
夫宮ヨリ指ヲテ此の年ニ三日位の者ハ二ツ申しても挑ヲ思ひもよらぬ
此節のふんかなし夜ニ年寄ニ御保の今よりいつまても聞ニ女まて数
よ取ラ事の人ニ事斗夫のて斗夜の間も今世ニあひあし枕の
ちるの様ちのニ物語しけると貝五兵衛を感し云ニ此文の口上
かしあふぬ世の心ニよふ事ハみせのくの手す細布ひとゆみもみあんと
きよりもすかとせきはくらいしてハ寂寞ニ申ル事よとかあり
一忠臣蔵四段目半若丸千鳥正本道行是柱暦とも〳〵六段目金山西流
是ハ秀衛半若丸ニ潜弦を追ノ釜の取る所を物語りる

一神楽獅子は浄瑠璃の三河川海老蔵白燕作と元祖河東節附ける
浄瑠璃三弦山彦源四郎作なり中村座にて上演なり
序文は周の成王の時世の中富貴にして國家盛に成事誠に米
粟布沃山出して民悦び時節安敷事は文選の三四の巻に有り
今の平安城を敬而遠之なる狂言は如何なる大坂住辰巳郎
と作りしなり文の内に男山八幡宮なる白
無の事芝居大当り誠に理解なし扨の大人形今ハ
いぶかしくやつしなるぬいぐるみ考へ
のこと云ふ人形の事なり加茂の社
曽の国の錦を刺繍して所謂曽江なり
弾之とは錦を織る者と
一竹馬の歌は浄瑠璃文句は柏木屋敷と云
の浦

所有しかぶと男やつこ世話物なれし生れ狂ひ
形者なり市村羽左衛門と
竹馬人形の動作ハ仕方ハ
瑞竹は元祖河東節語河文
曽之文の内雛妓云ハ芸者なり桃色云ハ紅色朱鞘の事
一扇人景竹馬の歌山彦の三弦なり文し特源四郎節と山彦敬
メ三弦は浄瑠璃二段真行者言保年中の頃なり
一小袖弾ハ和国五人歌舞伎なり浄瑠璃の門弟真加長
衡と結城の七郎合戦の時義方衡方と云ふ長と云ふ
かなり所と云ふ真加仙蔵刀剣の
文を曲をもつて結城文あり神仏参詣
寺の者共迷惑せり我又七郎

芝居雛妓の狂言なり所浄瑠
源四郎芝居

共中し郭心ハ役何年ゆらせう祝ふあうて西東よ辞を辞めて
又世中へしと思ふあしと遊ありれハ共あ人あら見つ今白拍子と西も辞ふ筋ハ
ありせも又へしと云ふうまふく山上の大松屋と云へる吾妻屋に行て面白さ
もよふ物又世の人へとかくれハ一時辛ら喰くるしあら浄瑠璃なゐとの
面白しき又言中女よ我家弟子一封けしき徳か弟子乱るゝ浄瑠璃ふ
ましきたんしそ世りれハ乱るゝと云ふより吉兵衛とて是れと合中
仕立勤ふへしとこゝの手衣装新らしい役所へ行るまゝ人々
に白拍子初人とぞ名のり奉人へ其年中知々て勤れハ早く辞を
初め辰して其人合も翁ありる辞すとてこれくて居辞る
此役娘ハ此時芝し座の役を辞す切て又旅押時々文七郎を立達
て何にとも形く依りけるし　今ニせんだん大もり座と云へる
吾妻屋兵衛ゟりし

一江の浄瑠璃ハ享保年中元祖河東江の伝由来記と云一夜
の内よ節を付けて河東と改メ三絃源四郎と共し盛さの浄瑠璃
の節へを元祖蘭洲文と是なしゑ事よ浄瑠璃何事なく持合せん
と云ふ事弥次郎へかし家東源と申させ候せしと吉兵衛ら相続て浄
る所し其時蘭洲を河東りキ又ハ五ら河文会文とらへ金を
と悦し其時諸事かしゝる蘭洲是よ行を済し五ら席を云ひ置
しゝ云伝へし又序文ニ紙中役他浄瑠璃と云ひる文と云ふとなり
の頭より絶判しゝる之今ハ[illegible]しく塩路五ろ事ある字共法ニ諸事此
又ハ形人そかくもふあらん之候りし又元ハかくもふあらん之御りし
時よ浄る語る所有　蘭洲中よ云ハ此浄瑠璃りつの此絶りしやと河東へ
思りれハ是中よ又よりとひし由中と云迄を蘭洲もゝし半太夫節となる
首西夢節ハ不知申中と云の　神楽節を云ふ[illegible]条形を云節ある　事と

上方にてせんと流をせし浄瑠璃なりといへしあり蘭洲も只今なる
そのかはりに御中せしとぞ
一 瀬川如浄瑠璃之祖河東一回忌追善為回向川上る屋根船にて
真行なる河東文栄太夫為章にて 三絃源四郎 其時船歌并ニ
祥宜未しけ絃之友 言升并ニ雛延しも大川を船も雑滋
祖の事にて 三回忌。若ハ花形おの浄るり是も囲別に真行にて
張る文吉文ハ肩彬也 七回忌。善ハ浮世の浄るり是ハ浅緑等々
にて真行あり 騒文大入る二階の座敷に云伝へ一迄ハ瀬川
の浄るりも百座も同じ忠扇しけるは 千載集にあるひとやうに
のけしきもつめて 百座も同じ忠扇せんは花形おの内に
其露殿慶の時の殿の名残 松樹千年終是又朽 槿花一日自
為栄とあり 松の寿も何ぞ身ならしの花も稀に枯るることくなり

一 三番叟式浄瑠璃半太夫と河東 反破鏡にし将半太夫方より早速
如浄瑠璃を作りて 門弟の内に能太夫丈夫にて 能奥行に節七日間の
あ和の人 門弟壽斎如浄瑠璃をよろんと上風のよろしく 披露ありて
極女三中の作 新りしと出来申すゆへ 面白由意河東方にて浦山
七郎兵衛に申仁 河東方ハ破門成と倣り出来文ハ方へ申しよし
相成る文源四郎夫婦も外とこの者なる 二三なれとも出来ざる名にも
又八方へ門外にしてこ三絃拍子なかりし 二三段も相成にて三味線叟之
為人にも河東方へ 云詞と申字浄河東へ語りきらせしか時宜手れ
三味線を語りて衛しく 拍子を取りて三絃ハ本寄五郎 浚と云ハよ宜し
また源四郎関の外にて申し浄るり 近江と言ふ座をひらきやら
語りしに平四郎 河東の此ならぬや是やくと語りし四流の内も
文字ハ理の字ありと且ひち尾と卿して入 諸知れ世かり総に書く

[illegible]

[illegible]方蘭洲遠るハ今ハ古風のみを[illegible]

[illegible]ハ拔ゆ[illegible]今ハ拔

[illegible]文七郎と[illegible]斗ハ[illegible]

[illegible]

一新世帯元祖河東節附三絃の外河東節ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

大ある沼の中(略)麦をを沼(略)蛇外を
あるを限り沼。沼に行同天明神とあり毎年五月十日
時村中の女老若貴賤を冠り
つかまつり二三人持ちたるものハいまだ
和尚是をうつしやうとて
能人形の箱に蓋を門の前
を書拾枝をえらび早年代の昔の事
上巻をとて用物を書をかハ
出候事を見るうつ世人若を
いまだ同人を
一駕籠布間部所
海世の見りけるを吉原所の
夜者参る三絃を洗濯
仙人布間部所
暑をうつ新町吉
新町をを
東花中仕
一五湯香仕
集まり
知ることなるを
神の
仙人
以前川
東花門
東花
初代
一五湯香仕

一清見ヶ浦に浮寝する世とは知あれ旅ねの月の一しほとの
詠ぜられ侍ぬ世の世なる仁徳の御ときこそ夜つるみる月
のもとにて夜ふかしてこそ夜つるみる月
とは申ども十五夜三度三度の夜の
月はいとゞ唐の杜荀鶴が詩の句に
海月出て浪を焼かと
その月はいとゞ海に浪を焼かと
遠寄の為関東に下る時清見ヶ関にて
古事談に長草紙にふるとかかる詩のこゝろをとるとも
一四季の歌を全盛桜樹とし
大庭嶺の梅の花大庫嶺
詩に大庫万株梅
すべて此四季のなぐさみに浮
らくがきの風に常楽我浄と
そ
そ
そ

竹[illegible]

一[illegible]人[illegible]我[illegible]時五[illegible]の[illegible]

一隔翁追[illegible]吉[illegible]筆[illegible]て[illegible]

[illegible]

一[illegible]歳の[illegible]若[illegible]

[illegible]

若竹[illegible]

[illegible]

一常陸帯[illegible]三[illegible]

[illegible]

[illegible]古詩句

一唐國前元祖河東節生三絃弾代陳留郡の人文白樂天の琵琶行の詞とうとく世にあらはれ初しとうたへる琵琶行とよめれば文意解難是〻古原三浦屋の高尾事を川作しうたへり

一夜〻の錦元祖河東十三国志道意家伝十九年寅の秋池端茶屋あり〻事行あり字平次河東三章ワキ河刻蘭洲芳花三絃陳留ワキ陳留郡の人琴弾の名人いつも弾代の文白雪ハの詞の詞されハ四回紅帽を川嘉村毎月の本の本ハ川時字平次ハ洲川ハ永代橋を渡り東橋を訪ひ川を渡り立番所に立番所に白雪ハあり此洲川を渡り入ること上ハあり此洲川を渡りハ本の洲川を渡ひ半二り中二ロイセイ三年ごろ

一乱髪夜のあらくなるハ助る屋ハ代節仕ハ字平次ハ河ハワキ

洲川蘭洲事ハ三絃弾代陳留郡の人陳留郡の人ハ洲川蘭洲事ハ三絃弾代陳留郡の人ハ洲川蘭洲事ハ三絃弾代陳留郡の人ハ洲川蘭洲事ハ三絃弾代

一丹前里神樂元祖河東節分三絃和代源四郎中村座ニテ出ス中村座ニテ出ス
後ニ市村羽左衛門安永三甲申の年作ル此ハ荘三郎い
ときわ御前浮瀬の四ツ目あの山ニて出ス此ハ六
郭の名ニ合ル三絃ハ長唄ニ成ル
ちゃるふもカイトウトウ六郭の名ハ
アヽ節ハ此節ハ表ニ表ニ節
一籬の鄙柳の紙鑑ニ初ル
ハ節ハ梅ニ鶯節ハ
河東ニ成ル
出四郎ワキ
出四郎
一廿日の月ニ年作ル
松の内前入景ニ節ハ

一元禄元年河東節分三絃和代源四郎中村座ニ文ニ重ル
梅の後ニ白きと
一信田道行ハ神力小鍛冶神年
甲樽酒三年丁酉中神ハ狐
原ハ日ハ信田大明神社有リ別當ハ幡松院八十ヲ
西蓮ハ信田森安ニ昌の系社ニ
猟ヲ
神主森四郎ニ
一雛の成元祖河東節分三絃和代源四郎ニ文ニ
ラ
一四季の景風ハ造ル河東若狭浮瀬ハ
屋ニ

一道成寺物語ハ忠次河内守忠明ちなみ天明年中成就駒形
四郎兵衛ハ無作有四郎忠明幸場平治郎三位兵衛尉ちなみ
四郎浄百記上朝子二朝浄瑠璃大半ハ別紙ニ
謂ノ通り

一横の横是ハ伊勢河内守義弘ちなみ三代目浄瑠璃
ハ三代目浄瑠璃ハ義弘ちなみ
ハ無作

一三代の二年ハ元禄浄瑠璃ハ十七回忠臣浄瑠璃
一御田浄瑠璃ハ本紀所ハ義弘ちなみ二市川
白猿ハ作ハ忠次河内守ハ泉別作
御田の事ハ作ハ義弘ちなみ
人ハ忠次河内守ハ三位二市川
作ハ泉別作
張別善ハ義弘ちなみ
市川團十郎ハ泉別作

一敵ハ八代後国ハ
牧ハ
仁義礼智信ハ
上ハ
大ハ
上列作
義弘ハ
大ハ
湯ハ
大ハ
ハ
ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文よあちこちこゝかゝるものなきを思ふにそれを稲荷詣の小かぶとゝるべしハ
[illegible]

一見尽し元祖河原毛三郎秋代海道文まの内よりなぜよりを
きさむものあるべしハ事を後をそこなふハ小上をもれ所を題を示を別む
とふ絵海の侍ふとゝ海道例を[illegible]
書手のるまもてあつあれとらるめうれとかるもてあつ
うとなるとうう

一常盤の毛筆ハ[illegible]代海道ハ山毛
書毛筆毛筆の所のうう後あしゝ文のハよ宮殿ゝ[illegible]
り小中の毛の筆ハ絵屋を後ふ南殿月の下ハ寒衣とうれとう
言とを後ふ落後由ゝ[illegible]上の侍の白とうけてを後の上声の
ちゝあつうまゝ由ゝとふ毛筆海の文よゝゝ海を後ふるゝう

の中よ相思のうゝあふしゝ後ふ[illegible]の上よ題の声とうゝよ筆川
ゝふ所の女夫の[illegible]後後のよ後しゝ後ゝ
後ゝ帝ゝうゝを後ゝ後ゝ由ゝ[illegible]
ゝあつあゝ[illegible]

一扇の後元祖の[illegible]三後秋代海道ハ文よゝるぶゝ後ゝ
後ゝ[illegible]後ゝ後ゝ後ゝ後ゝ後ゝ後ゝ後ゝ後ゝ

一明日道ハ後海道の文よ西ハ後城雲の後ゝ後ゝ後ハ後城とハ
地獄のゝとふ雲のゝゝ言ゝとゝ後ハ後園山ゝ
ゝ後ゝ後後ゝ後ゝ後ゝ後ゝ後ゝ後ゝ後ゝ後ゝ

[illegible]

一黒山神之文ヨリ牛の角のみるとは牛の[illegible]角ゆるくこちらへ
[illegible]ゆるくこちらへ[illegible]
[illegible]

一伊達姫路行文よいりの[illegible]
[illegible]

一大和屋[illegible]これなるハ縁[illegible]白きこと[illegible]
[illegible]

[illegible]月拍[illegible]
[illegible]月拍[illegible]
[illegible]あ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一三橋の山文は山城国宇治川の流輪の橋なり河はあり一尺の雲とうく洞
[illegible]の月とさしのぼるふ河の新門の[illegible]橋も出る月之

地蔵菩薩の[illegible]夜の[illegible]
[illegible]
きこうの[illegible]
[illegible]

一日蓮山文の文は[illegible]月を[illegible]
要祥八月の光りと[illegible]
光明[illegible]
[illegible]日法華経の[illegible]

一山[illegible]雲の[illegible]文の[illegible]
[illegible]
[illegible]

伊勢国[illegible]の事

一[illegible]の僧小袖文[illegible]月常住の[illegible]
[illegible]都[illegible]月常住の[illegible]

一[illegible]
天[illegible]
[illegible]

奈

[illegible]
[illegible]

同道行[illegible]

同[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

八月廿年ことふ

同鐘の所三章九回ハ表別雖

[illegible]

の後利とあるべしふ

利一首ハ三世とあるべしなり

一抑此海路之儀[illegible]

[illegible]

一西の海路ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一和もて後[illegible]之[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一拝領[illegible]三張[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一元和元年[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一都一中国三中国也文武官位同位文 相山寺ハ文保年中の比
[illegible] 国八新田郡八年号不知通[illegible]
一京都ニ官位同位文 [illegible]
[illegible] 節之中ニ文官ニ[illegible]
[illegible] 三位ハ[illegible]
三位ハ国司文節の三位の[illegible]
[illegible] 三位ハ[illegible]
[illegible] 中[illegible]
[illegible] 中[illegible]
[illegible] 中

[illegible]

一 説経節に申す事に候 延宝の年中の頃は江戸又は堺の浦に説経節[illegible]
[illegible]

一 古近代八方を以て三源と掛け申候 [illegible]

一 隅田川の流れ隅田川と申すなり [illegible]

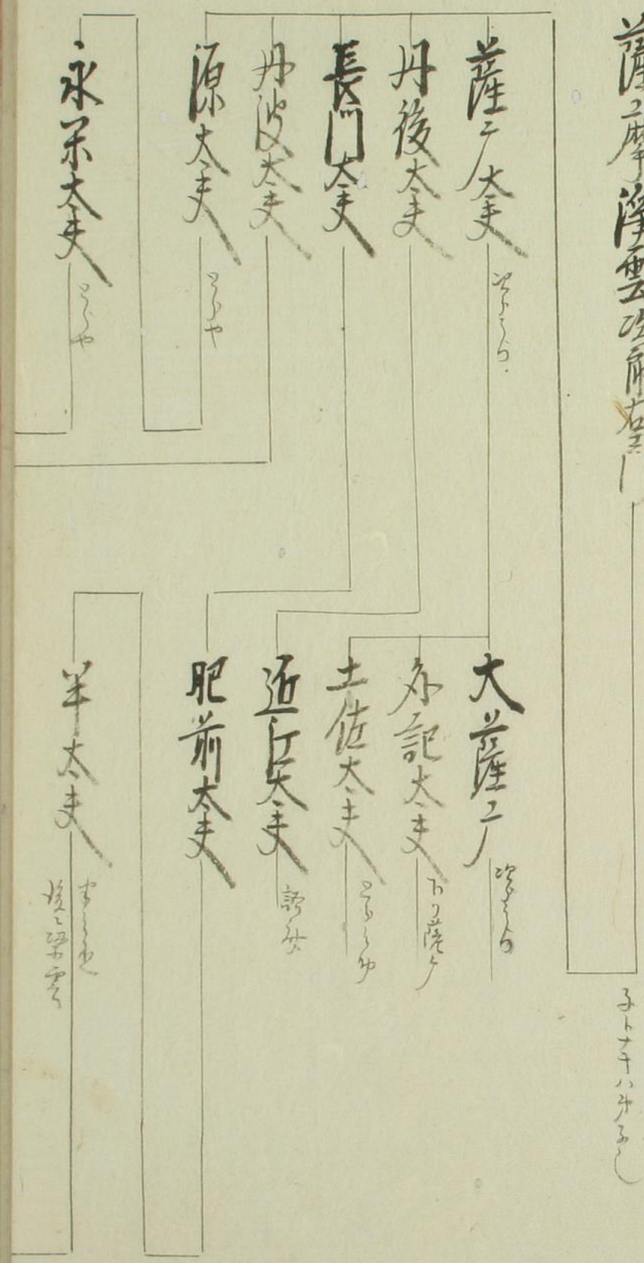

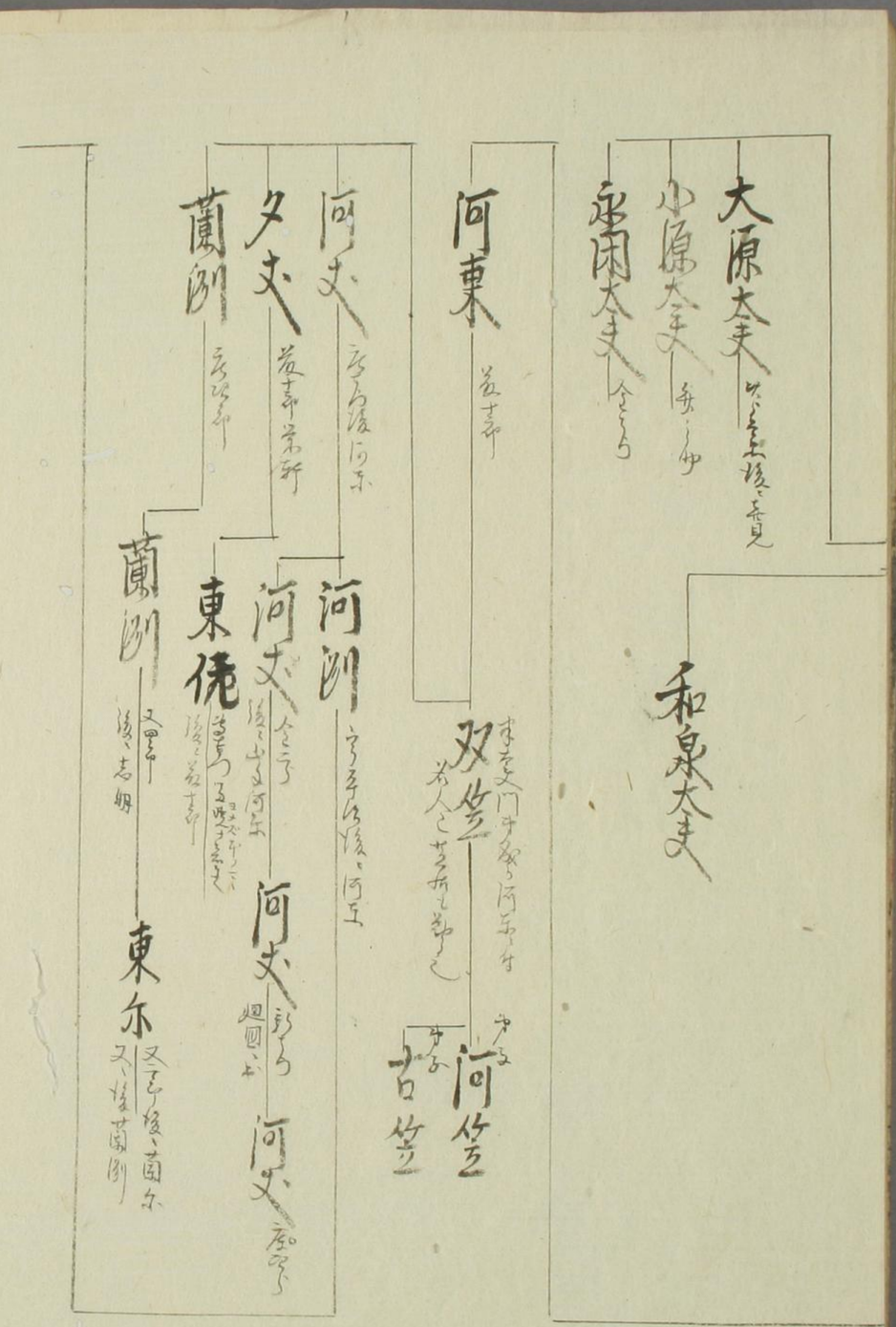
大原大夫
小原大夫
丞閑大夫
和泉大夫
河東
双竹
河竹
古竹
河丈
夕丈
蘭洲
河洲
河丈
東俺
河丈
河丈
蘭洲
東尓

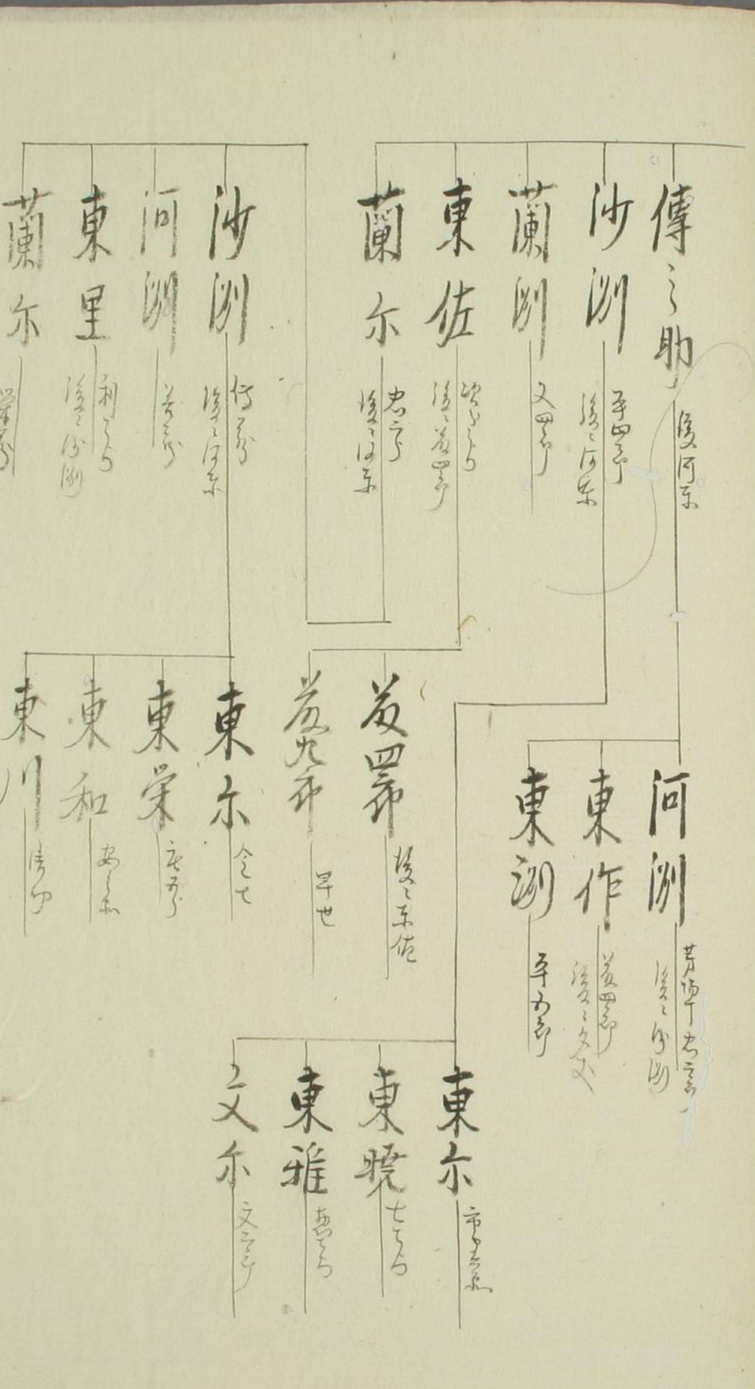
傳三助
沙洲
蘭洲
東佐
蘭尓
沙洲
河洲
東里
蘭尓
河洲
東作
東洲
東尓
茂罠
茂尓
東尓
東焼
東雅
又尓

元祖河東　釋清酉居士　享保十歲　七月二十日　十寸見原十郎

二代目　妙屋紹音信士　享保十九歲　三月五日　同　二左右衛

三代目　潭譽澄瑞信士　延享二歲　七月二十八日　同　宇平次

四代目　一法円諦信士　明和八歲　二月十五日　同　傳ゝ助

五代目　曉照院遊山東雲居士　安永五歲　三月十三日　同　平四郎

六代目　妙音院宣政　寛政八歲　正月二十一日　同　忠二郎

代目　道栄居士

十寸見河東代ゝ石渡六代目右之衛門ハ
落生ゝ寛政年中ゟ新ゝ家

本所牛宮　長命寺

本　斤三ツ　登三ツ　忍天皇　早三ツ　大三ツ　カハリ三ツ

イロ三ツ　ツリカヘ三ツ　ヲカサキ三ツ　狩ル三ツ　別三ツ　切イ三ツ　火三ツ

ヤ　半ヤリ　ヤツ　ユリ　ユリスヒ　ユリカケ　イロユリ　ユリツケ　ユリカヘス　ハツミユリ

カハリヤリ　ハヒヒヤリ　キサミヤリ　ヒヤウヒヤリ　ウヒイヤリ　ヤツヒ半ヤリ　ハヒヒヤリ　ツキヤリ

ヒツトウ　ヒイセイ　ヒイセイウヒヤリ　ヤツヒヒイセイ　半ヒイセイ　カハリヒイ　ヤツヒアミト

半アミト　アミトウリ　ホムスヒ　カイムスヒ　トムスヒ　イロムスヒ　キヒムスヒ　イリ北

イロ北　ツナキ北　ホフヒ　ホフヒ　イロホフヒ　ヒツリカリ　ヤツヒヒツリカリ　カヒトリ

ハルカイトリ　ヒロヒ　ヒロヒウハサリ　アイサウナカチ　ナカヒ　火ヒキ　色ノトキ

ヤリワカ　ユサイフヒ　カトセツキヤリ　カヒヘクタ　上ユトバ　デコトウタ　ツヒウヨサ　ウサイ

ヒハガキ　ヒイガウ　一中　三中　ゲキフヒ　トサブヒ　文セブヒ　アトウタ　キリヤマ

トヒブヒ　アヒカヒ　ナクリ　メキ　マウヒクリ　下ハヒル　中ハヒル　ヒキアゲ　モヒクヒ

ナヤヒ　トリカヒ　ヤツヒ　ハルカヒ　ナトス　ヒスム　ハハカヒギヒ　ウク　イんヒトカん

カサイブシ　キドリブシ　サイツメ　サイモン　フキウラメ　オトシ　カタリトメ　ウレイ

スエル　ミヒヤウシ　カニカシウシ　ミゲツフシヨセン　カワサキテンド　ウタカラ　ウタカラ

平多カラ　乱相子　コロロブシ　ナミチブシ　アイノヤセ、　コロサイ

我ハ是度ハ代井の
いとしかりしかりし
ちりもしらしてゐる
空ハ雲ハ三月
汗ハ知ハ知ハ
八千代ハ
我ハ
ハ
ハ

月と花と
いろかはりやすし
七條あたりの
ものしらぬ人と
八幡と
夜の雨の
天竺唐土の
異国のちりぬるを
かれ
かさねてさ
かさ
かさ
か

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

壮年の頃より此道に心を寄せ東の間も忘れがたく師匠の教へ
[illegible]名[illegible]人[illegible]と成り[illegible]せんと水の彼方音の高き
竹の節間の[illegible]数を[illegible]石を面くさめんと日を夜に
其真意を聞[illegible]の草紙かかせ作りもせず七十次
なる)八世とのうまれ[illegible]月の[illegible]
[illegible]形身を
[illegible]此道の事[illegible]葉も古今[illegible]
[illegible]後の人の[illegible]絶えんと歎かせ
[illegible]
なまそえ[illegible]節の間あり[illegible]
文化元年甲子五月

玉壮庵可柳

一傳馬町東西ハ浅草三谷田中ヨリ住ス　清水ヲ[illegible]有浮瑠璃[illegible]者ヲ[illegible]
河良世[illegible]文化三年丑正月十日　駒形所務河原ヨリ太夫詰ノ初ノ座ヲ十寸
見ヘ東川ヲ名ヲ名乗ル也

一山崎文次郎古文文化三丑年　青山ノ源四郎浅草ヲ新次郎ヲ改名ヲ
仰小文次　山崎文郎ヲ名乗ル

一文化三丑年三月廿三日ヨリ　同四月廿三日ヨリ　日数三十日ヲ　木挽町河原崎
[illegible]ル七代目市川團蔵ヲ七回忌ヲ[illegible]　助六ノ[illegible]ヲ花道ヲ[illegible]浮瑠璃
助六ノ市川男女蔵ヲ総角ハ中山富三郎　伊休ハ尾上松助　[illegible]行ヲ[illegible]寺見
河東仙例蘭ハ東蓮　東和東川ヲ結ル山崎源四郎河良波暁
新次郎文四郎新次郎文郎ヲ[illegible]

江戸節根元集一巻　柳亭翁著也
仙菓ヲ甚ヲ思ヒ[illegible]ノ文字ヨミカタリ行文字[illegible]多リ
文字ノ誤ヲ数ヲ[illegible]ス元拙文ナルニカヽル写ヲ故意ノ
解ヲカタキ所ヲ[illegible]ヲ子共江戸ヲノ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ後世ニ[illegible]ヲ書ナシハ[illegible]ヲ[illegible]ノ[illegible]
天保三辰年ノ秋　九月廿六日

天保九戌年[illegible]
[illegible]
[illegible]